

令和3年度 三木市労働報酬審議会 会議録

1 開催日時及び会場

日時 令和4年3月23日（水）午後2時から

会場 市役所2階入札室

2 出席者

審議会 勇上委員長、三村委員、新田委員、富田委員
欠席1名

事務局 石田総務部長、中尾財政課長、能出財政課係長、前畑財政課主任

3 会議議題

- (1) 労働報酬下限額の事務局(案)について
- (2) その他

4 会議の公開または、非公開の別 公開

5 傍聴者 0人

6 発言内容

- (1) 労働報酬下限額の事務局（案）について

事務局説明

ア 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価に定められる職種については、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価を基に算出する。また、公共工事設計労務単価に乗じる割合は90%とする。

なお、兵庫県の設計労務単価が設定されていない業種（石工及び建具工）については、3年度の下限額に、兵庫県における設計労務単価の増減率平均値1.02を乗じて得た単価をもって設定することとする。

公共工事設計労務単価に定めのない見習、手伝い等の労働者や、年金等の受給のため日当たり賃金を調整している人は、50職種に分類せず、業務委託契約に係る労働報酬下限額と同額とする。

イ 業務委託契約に係る労働報酬下限額について

業務委託においては、すべての対象業務委託契約に適用する一つの労働報酬下限額を定める。

算定にあたっては、三木市職員の高卒初任給の月額給料相当額に地域手当を加算し、さらに 90%の定率を乗じて、1時間当たりの単価を算出する。

その結果、950円となり令和3年度下限額の940円に10円上乘せとなる。

ウ 質疑応答等

委員 業務委託契約に係る労働報酬下限額について、三木市は近隣地域との差が高くあったが、近年差が縮まっている。上がり幅を25円～28円程度見込めないのか。

また、10月に最低賃金において逆転現象が起こるのではないか。

事務局 最低賃金を下回ったときは、同額まで引き上げる。

委員長 最低賃金と同額であれば、公契約条例の意義が損なわれる恐れがある。

委員 最低賃金まで引き上げることは必須。年度途中において1円単位で変更することは、管理側の手続きが大変になる。

近隣他市では、5円または10円単位で切り上げを行っているが、三木市としてはどのように対応するのか

事務局 最低賃金が労働報酬下限額を上回った際は、公契約の趣旨により但し書きにおいて10円単位で引き上げる。

委員全員 異議なし

委員 三木市は近隣地域に比べ上がり幅が低い。算定にあたっては、三木市職員の高卒初任給の月額給料相当額に地域手当を加算し、さらに 90%の定率を乗じて、1時間当たりの単価を算出しているが 90%の定率をなくしてはどうか。

委員長 90%の定率については見習いであるということからだが、算出方法で職員の高卒初任給の月額相当額で算出しているので考え方を考える必要があるのではないか。

事務局 定率をなくすと上がり幅が急激になる。労務単価増減率をかけたりの方法もある。次年度以降の審議会では、複数の計算方法による算出方法を提示します。

委員全員 異議なし。

委員 今年度の公契約条例の対象件数は。

事務局 工事請負が7件、業務委託が13件、指定管理が6件です。

委員長 その他特になければ、議事を終了する。